

平成 28 年 5 月 11 日

各位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 7 9 番地会 社 名 WDBホールディングス株式会社代表者の代表取締役社長 中野敏光 (コード番号: 2475 東証第一部)間い合わせ先 専務取締役 大塚美樹電話番号 079-287-0111

当社定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり、平成28年6月23日に開催を予定しております定時株主総会に、当社定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでここにお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる対象者が変更されたため、現行定款第30条第2項および第39条第2項に所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第30条2項の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

	現行定款		変更案	
(取締役の責任軽減)		(取締役の責任軽減)		
第 30 条	当会社は、会社法第 426 条第1項の規	第 30 条	(現行どおり)	
	定に基づき、任務を怠ったことによる			
	取締役(取締役であったものを含む。)			
	の損害賠償責任を、法令の限度におい			
	て、取締役会の決議をもって免除する			
	ことができる。			

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任軽減)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の 損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく責任の限度額は、 会社法第 425 条で定める最低責任限度 額とする。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任軽減)

第 39 条 (現行どおり)

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

3. 変更の日程

(1) 取締役会決議 平成 28 年 5 月 11 日

(2) 株主総会決議 平成28年6月23日

(3) 効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日

以上